

携帯電話分野に関する意見交換会

事務局説明資料

接続料の引き下げの必要性について

論点例

利用者利益の増加の観点から、各MNOが接続料^(注)を引き下げよう促すことが重要であり、そのための取組が必要ではないか。

(注)ここでいう接続料とは、接続協定の接続料(データ通信・音声)のことであるが、多くのMVNOが接続協定ではなく卸契約を結んでいること、接続協定の接続料が卸契約の利用料金の実質的な反映価格となっていることから、本資料における接続料に対する論点例や考え方についても、卸契約の利用料金へ波及し反映されることを前提としている。

考え方

- 電気通信事業法の目的において、各MNOはその事業運営について、適正かつ合理的な運営の下に公正な競争を行うことを求められるが、現在は「電気通信事業者(MNO)が実質的に3グループに収斂、寡占化している状況にある」(平成30年4月「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書」と指摘されており、競争が十分に促進されていないと考えられる。
- 競争が機能している場合、設備コスト等の効率化を通じて接続料も低下すると考えられるが、そうでない場合には、逆に、各MNOに接続料を引き下げよう促すことで、設備コスト等の効率化を促すことができ、利用者料金の逡減により、利用者利益を増加させられると考えられる。
- 接続料は、MVNOにとって事業活動におけるコストの多くを占める最も重要な要素の1つである。各MNOが互いに接続料を引き下げることによって、MVNOにとってもMNO網の選択肢の充実につながり、MVNOの事業活動の拡大や新規参入を生み出すこととなる結果、利用者の選択肢をも充実、増加させ、利用者利益を増加させることになると考えられる。
- 現在のMNOの接続料(L2接続、10Mbps当たり)は、ドコモが約55万円、KDDIが約76万円、ソフトバンクが約77万円となっている。

接続料の周波数割当への活用について

論点例

接続料の引き下げを促すため、周波数割当の審査においては、MNOごとの接続料の水準や、これまでどの程度接続料を低下させてきたか、MVNOを通じたサービスの提供をどの程度行ってきたかなども考慮要素とするべきではないか。

考え方

- ・ 周波数割当の絶対審査基準や比較審査基準においては、周波数を割り当てられた場合の電波の活用として、MVNOに対する利用を促進する計画を有しているか等の審査基準が設けられている。
- ・ これまでの審査においては、MVNOに対する利用を促進するための計画やその根拠を有しているかどうか、その計画がより充実しているかどうかを確認するものであり、MNOごとの接続料の水準や、これまでどの程度接続料を低下させてきたか、MVNOを通じたサービスの提供をどの程度行ってきたかについては具体的には考慮されていない。
- ・ すなわち、現在の制度ではMNOにとって接続料を引き下げる十分なインセンティブがないと考えられる。
- ・ 電波の公共性を考慮すると、能率的な経営を行なっているMNOに周波数を割り当てることが望ましく、コストベースで算出される接続料について、その水準やどの程度接続料を低下させてきたかは、能率的な経営を行っているかどうかの客観的な指標となると考えられる。
- ・ また、サービスを安価に提供するMVNOは利用者にとって重要な選択肢の1つであり、周波数の割当において、MNOがMVNOを通じたサービスの提供を実際にどの程度行ってきたかについても考慮要素とすべきと考えられる。

接続料の検証におけるより一層の透明性の確保について

論点例

MNOは、その事業運営について能率的な経営を求められるところ、コストベースで算出される接続料についても、能率的な水準となっているかについて定期的かつ具体的に検証することが必要ではないか。

考え方

- ・ 接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(電気通信事業法第34条3項2号)を超えない範囲で設定することとなっている。
- ・ 各MNOが能率的な経営を通じて、接続料を引き下げることが、持続的にコストを効率化させることであり望ましい。
- ・ これまで総務省は累次の制度改革を通じて、接続料の算定根拠について透明性を確保しつつ、MNOから届出を受けた接続料の算定根拠について毎年度検証している。
- ・ その検証においては、結果が公表されておらず、また、例えば、設備の効率化によるコストの削減が行われているかなど、各MNOが算出するコストについて、能率的な水準となっているかについて検証されているかは明らかではない。
- ・ 例えば、有識者や専門家による定期的な議論を通じて、透明性・公平性を確保しつつ、MNOの算出する接続料が能率的な水準となっているか、各MNOは能率的な経営を持続的にしているかどうかなどの観点から、接続料の具体的かつ定期的な検証を行うことが考えられる。

接続料の推移(トレンド)におけるより一層の予見性の確保について

論点例

MVNOがMNOに対する競争者として、より一層機能するようにするとともに、MNO網の選択におけるMVNOの自由度を高めるため、接続料の推移(トレンド)におけるMVNOの予見性を向上させることが望ましいのではないか。

考え方

- ・ 接続料は、通信量等の実績に応じて決まるが、それが確定するのは2年後であるため、ある年度に支払う接続料は、暫定的なものとなる。このため、暫定的な接続料と実際の接続料の間に乖離が生じ、MVNOにとっては接続料の推移(トレンド)における予見性を欠くという指摘がある。
- ・ 総務省は、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報を開示させるなど、MVNOの接続料の推移(トレンド)の予見性の向上に資する施策を行ってきている。
- ・ 現在のところ、MNOは接続料の算定を1年かけて行っており、その算定においては、実績原価に基づき、将来の需要の増大を折り込んでいない。
- ・ また、契約者単位で必要となるネットワーク管理機能料金やSIMカードの貸与料金の算定根拠等、接続料の推移(トレンド)の予見に係る基本的な情報が開示されていない。
- ・ 接続料の推移(トレンド)におけるMVNOの予見性を向上させるためには、例えば、四半期に1回、半期に1回等の頻度で接続料の公表を行うことや、将来の需要の増大を盛り込む予測需要の観点を導入すること、MVNOからの要望に応じて、接続料の推移(トレンド)の予見に係る基本的な情報を開示することなどが考えられる。